

議案第 8 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

八幡浜市地域交流拠点施設のうち、みなと交流館、大島交流館、公衆用トイレ、沖新田緑地公園、R V パーク、八幡浜みなとと棧橋及びその他の施設

2 指定管理者となる団体

八幡浜市字海老崎 2 1 6 番地 4

特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜

理事長

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

みなと交流館等の設置の目的を効果的に達成することができるように、指定管理者に管理を行わせるため。

